

令和8年加美町議会第4回臨時会会議録第1号

令和8年5月1日（金曜日）

出席議員（15名）

1番	田中草太君	2番	早坂潔君
3番	今野清人君	4番	佐藤圭介君
5番	早坂伊佐雄君	6番	早坂忠幸君
7番	三浦又英君	8番	伊藤由子君
9番	木村哲夫君	10番	三浦英典君
11番	沼田雄哉君	12番	伊藤淳君
13番	米木正二君	14番	高橋聡輔君
15番	味上庄一郎君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	石山敬貴君
副町長	千葉伸君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	遠藤伸一君
危機対策課長	早坂卓君
企画財政課長	森田和紀君
行政経営推進課長 兼新庁舎整備室長	庄司一彦君
ひと・しごと推進課長	橋本幸文君
町民課長	西山千秋君
税務課長	青木成義君
農林課長	尾形一浩君
商工観光課長	阿部正志君
建設課長	村山昭博君
高齢障がい福祉課長	内出泰照君

保 険 健 康 課 長	武 田 明 美 君
こ ども 家 庭 課 長	鎌 田 征 君
上 下 水 道 課 長	塩 田 雅 史 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	内 海 茂 君
小 野 田 支 所 長	佐 藤 拓 哉 君
宮 崎 支 所 長	猪 股 良 幸 君
総 務 課 参 事 兼 課 長 補 佐	清 水 幸 恵 君
教 育 長	鎌 田 稔 君
教 育 次 長	佐々木 実 君
教 育 総 務 課 長	伊 藤 一 衛 君
生 涯 学 習 課 長	佐々木 功 君
代 表 監 査 委 員	田 中 正 志 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	阿 部 宏 幸 君
次長兼議事調査係長	尾 形 智 弘 君
主 幹 兼 総 務 係 長	越 後 靖 之 君
主 査	鈴 木 智 史 君

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第 3 号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）
- 第 4 承認第 2 号 専決処分した事件の承認について（令和 8 年度加美町一般会計補正予算（第 1 号））
- 第 5 議案第 4 1 号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制定について
- 第 6 議案第 4 2 号 工事請負契約の締結について（令和 8 年度加美町新庁舎建設工事）

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 7 まで

午前10時01分 開会・開議

○議長（味上庄一郎君） 皆さま、ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

会議に先立ちまして、議員各位並びに執行部の皆さまに申し上げます。本議会は、クールビズ対応のため、5月から10月末までの期間は、会議などにノーネクタイで出席して差し支えないものいたします。また、この期間の上着の脱衣について、あらかじめ許可いたしますので、次回以降の会議などにおいては、脱衣の許可について省略したいと思いますので、ご了承願います。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより令和8年加美町議会第4回臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

ここで、町長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。町長

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 皆さん、おはようございます。本日の臨時会、何卒よろしくお願いいたします。

議長より発言の許可をいただきましたので、町内で稼働する風力発電機に関わる、一部脱落した部品が回収された事案についてご報告をいたします。

今年2月24日に開催された、再生可能エネルギー発電事業等に関する調査特別委員会において報告した、風力発電機から天窓部分の部品が脱落した事案について、JRE宮城加美町ウィンドファームの運営管理会社であるENEOS・リニューアブル・エナジー・マネジメント株式会社から、脱落し紛失した部品等を回収したとの報告を受けました。脱落、紛失した部品についてはナセルハッチ及び支持部品で、雪解けを待って周辺を搜索した結果、施設から約100メートルほどの町有地で脱落した部品全てを発見し、回収できたとのことでございました。

町としては、再発防止に向けた対策と管理する国への報告等を確認し、今後このようなことがないように、再発防止策の運用の徹底を要請したところでございます。

以上、町内で稼働する風力発電機に関わる事案の報告とさせていただきます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（味上庄一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、4番佐藤圭介君、5番早坂伊佐雄君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（味上庄一郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期については、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3 報告第3号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）

○議長（味上庄一郎君） 日程第3、報告第3号専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）報告を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 報告第3号専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）ご説明を申し上げさせていただきます。

本案件は、令和8年1月26日午後2時20分頃、加美町小泉加賀檀70-1付近において、宮崎支所職員が排雪作業中に、除雪車のアームが上がったままであることに気づかずにバックし、排土板が電話線に接触したため断線させてしまったことに対し、過失割合が町100%とし賠償額が決定したものであります。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定による町長専決処分指定事項において、法律上、町の事務に属する交通事故による損害賠償については、30万円を超えない範囲においてその額を定めること及びこれに伴う和解に関することに当たることから、今回専決処分を行ったものであります。

以上、専決処分した事件の報告といたします。

○議長（味上庄一郎君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて、報告第3号専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）を終了いたします。

日程第4 承認第2号 専決処分した事件の承認について（令和8年度加美町一般会計補正予算（第1号））

○議長（味上庄一郎君） 日程第4、承認第2号専決処分した事件の承認について（令和8年度加美町一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 承認第2号専決処分した事件の承認について（令和8年度加美町一般会計補正予算（第1号））についてご説明を申し上げます。

本案件は、一般会計歳出予算において早急に予算措置をしなければならない案件がございましたので、地方自治法第179条に基づき、歳出の総額を補正前と同額の148億5,000万円とする補正予算の専決処分を行ったものであります。

内容につきましては、令和6年度物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金事業費の確定に伴う交付金返還金を追加し、予備費を同額減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、承認第2号専決処分した事件の承認について（令和8年度加美町一般会計補正予算（第1号））の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、承認第2号専決処分した事件の承認について（令和8年度加美町一般会計補正予算（第1号））は原案のとおり承認されました。

日程第5 議案第41号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制定について

○議長（味上庄一郎君） 日程第5、議案第41号外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第 41 号外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。

本案件は、台湾嘉義市との友好都市提携協定に基づく加美町職員の海外派遣にあたり、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律に基づき、派遣される職員の処遇等については条例で基準を定める必要があることから本条例を制定するものであります。

具体的には、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の身分や災害保障、派遣する期間の長さ、派遣される職員の給与などの基準について定めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第 41 号外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第 41 号外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 42 号 工事請負契約の締結について（令和 8 年度加美町新庁舎建設工事）

○議長（味上庄一郎君） 日程第 6、議案第 42 号工事請負契約の締結について（令和 8 年度加美町新庁舎建設工事）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第 42 号工事請負契約の締結について（令和 8 年度加美町新庁舎建設工事）についてご説明申し上げます。

本案件は、加美町新庁舎建設工事として工事請負契約を締結するものであります。

工事内容としては、約 1 万 6,000 平方メートルの敷地に、鉄骨造一部木造 3 階建て延べ床面積 5,191.74 平方メートルの建物の新築と、防災調整池や 290 台分の駐車場など外交整備工事を実施するもので、工期を令和 10 年 3 月 31 日までとしております。

4 月 17 日に条件付き一般競争入札を行った結果、1 社から入札があり、丸か建設・小野田建設特定建設工事共同企業体が 29 億 9,300 万円で落札しましたので、同共同企業体代表者丸か建設株式会社代表取締役社長佐々木一暢、構成員小野田建設株式会社代表取締役高橋毅と工事請負契約を締結するため議会の議決をお願いするものであります。なお、議案資料として入札に関する資料及び平面図等を添付しておりますのでご参照願います

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。8 番伊藤由子さん。

○8 番（伊藤由子君） 今、入札調書等の説明もありましたが、1 回目の入札の折に業者からの質問が 29 件ありました。それをホームページで見た結果について、いくつか質問したいと思います。専門的な語句が内容ともにあってよくわからないのですが、私がよくわかったことについて 3 点ぐらいありましたので、それについて。

まずは質問 16 番目に書いてあったのですが、工期の件です。建設工期の件、契約の翌日から令和 10 年 3 月 31 日まで工期の期間が示されていて、建物本体の引渡しは令和 9 年 12 月の予定になっているけれども、再公告の入札とか開札が 1 か月以上延期になっている。さらに、施工条件として週休 2 日工事という条件もついている。また 3 つ目に、冬季間は季節柄、降雪により工期延長の可能性もあるけれども、最大限の工期の延長はいつまで可能なのか、といった趣旨の質問がありました。それについて、1 点質問します。

それから質問 18、請負金額の変更について質問がありました。今こういった情勢ですから、原油高とか原材料が不足しているというのはみんなご承知のことなんです、業者にとってもこれは大変な事態になっているかと思います。内容としては、物価の変動に基づく請負金額の変更について、その当時の 3 月 31 日時点かと思うんですが、現在の見積もりが 2026 年 2 月から 3 月、単価が非常に多い状態になっていると。現在は石油の高騰があり、各資材の値上げが予想されている。その際、影響が出た資材については、増減、精算の対象になるのかどうか、

という質問がありました。それに関連して私は、請負金額の変更をするのかどうか。それから最大どの程度の額を見込んでいるのか、限度額についてお伺いしたいと思います。

3点目は、これは質問にはなかったのですが、突然住民からの連絡があって、住民が最も心配しているのは、こういった影響下にあって建設する際の財源について心配だという声がありまして、合併特例債があるので大丈夫なのだというふうな町の姿勢を伺っているけれども、合併以降、新町建設計画に基づいて合併特例債は使われてきたわけなんです、本町における全体の発行可能額というのはどれくらいあるのかということと、それから、これまでの発行済額、それに加えて今回新庁舎建設工事の35億1,000万円ほどの額を含めると、残りはどのくらいの額になっているのか。そういう心配があるので、ぜひ教えてほしいというふうな質問がありましたので、そのままお伝えしてお伺いいたします。とりあえず3点お伺いします。

○議長（味上庄一郎君） 行政経営推進課長。

○行政経営推進課長兼新庁舎整備室長（庄司一彦君） 行政経営推進課長兼新庁舎整備室長でございます。

まず1点目と2点目の件であります、大枠で言えば契約書に基づいて執行するということになります。

1点目の工期に関しましては、確かに質問にありますとおり1か月、今日まで含めると1か月以上予定より遅れております。あと、さらに冬季間等々の天候の心配等もございます。あと、これも様々な災害であったり、あるいは最近で言えば猛暑、これは熱中症アラート等々出た場合は、これは工事しちゃダメだというふうにもなっておりますので、そういったものがいろいろ要因として重なっていけば、請負者との協議に応じて、これは変更しなければならないというふうなことであります。これは工事の進捗にもありますので、あと施工能力等々もありますので、これは逐一ですね、請負者のほうと協議をしながら、変更が必要なのか、延期が必要なのかというのは、話し合っていくというふうなところになります。

それから2点目の、物価の上昇等々に伴う変更というところになりますが、これも契約書のほうに基づきまして、物価の変動が生じた場合には行うというふうなところでございます。ただ、全ての工事がそういうんじゃなくて、これは複数年にまたがる12か月以上の工事期間について適用になるというものでございます。今回は当然2か年にまたがりますので、そういった労務費であったり、資材単価であったり、先ほどありました燃料費であったり、そういったものが上昇してくれば、それらも積算上、事業者のほうと協議を進めながら変更の対象になるというところでございます。

あと、最大で事業費がどれくらいかという質問なんですけれども、先ほどとも関係するんですが、本当にこれもう分かりません。こういう状況なんで、上がるのか、上がり幅が大きくなるのかどうなのかというのはちょっと予想がしづらいですので、これどこの自治体の工事も同じなんですけど、やはりそういった変動が生じた折に、きちんと事業費をその都度積算して、その事業費の変更というものをかけていきますので、その際はきちんと議会議員の皆様にも説明しながら、そういったものに物価上昇、事業費の増額というものが生じた場合は、その都度対応させていただきたいと考えております。私のほうからは以上です。

○議長（味上庄一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（森田和紀君） 企画財政課長でございます。

合併特例債の発行可能額についてということで、ご説明したいと思います。発行可能額につきましては、約 135 億円でございます。既に令和 7 年度末で起債発行済予定額としましては、95 億円を見込んでおります。約 7 割ということでございます。今後の発行の残額につきましては、40 億円という形で試算をしております。以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 8 番伊藤由子さん。

○8 番（伊藤由子君） それでは今お答えいただきましたが、まずは質問 16 に関してなんですけど、当然遅れることは予想されるというふうな、誰でもそれは理解できるかと思うんですが、遅れを挽回するために、何か対策を考えられているのかどうか。それを私は住民の一人として気になっておりますので、そういう対策が講じられていたらお聞かせください。

それから、今の請負金額の変更についてなんですけど、お答えではスライド条項に応じて対応していくというふうなお考えを示されていましたが、それにつけても、29 億 3,000 万円の金額が大体決まっているわけですし、それをどれくらい超えるかちょっと検討がつかないというふうなニュアンスのお答えでしたが、その都度積算して変更に対応するというふうなお答えでしたけれども、そういった程度でいいのかどうか。これくらいの増では何とかやっていけるけれども、もうこれ以上、10 億以上とか 20 億以上とかそれではとてもやっていけない、そういう場合はどうするのかというふうな、そういうふうな見込みというか想定をしていないのかどうか伺います。

○議長（味上庄一郎君） 行政経営推進課長。

○行政経営推進課長兼新庁舎整備室長（庄司一彦君） 行政経営推進課長兼新庁舎整備室長でございます。

最初の工期、現時点で1か月以上遅れているという答弁させていただきました。この遅れを挽回という質問でございますけれども、これは先ほど申し上げましたとおり、いろいろ進捗によりますので、請負事業者の方と協議をしながら進めていくということにつきます。早くしろとは言えませんので、これは事故とかそういったものにつながりますので、そういったことを助長することは発注者側としてできませんので、それは逐一、今後の進捗を見守る、協議していくということになります。

それからスライド関係でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、これ本当にどれぐらいの増額となるか分からないんです。予想でしゃべることはできません。ですから先ほど申し上げましたとおり、確かに他のいろんな自治体で、例えば89億から110億に上がったとかそういった他の自治体の例ありますけれども、それは結果なんですよ。そういったことで示していくということになりますし、あと財源につきましても先ほど企画財政課長が申し上げましたとおり合併特例債もあります。合併特例債を最大限に活用するということは当然なんですけれども、やはり新庁舎整備基金なり合併振興基金なりあるいは減債基金なり、それらを総合的に勘案して執行部のほうでいろいろ考えていくということになりますので、もちろん先ほど申し上げましたとおり、議会の皆様には逐一きちんと説明しながら対応していくということに尽きると思います。以上です。

○議長（味上庄一郎君）　8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君）　質問6というのもあって、それちょっとあまり多いと大変かなと思って削除したんですが、そこには、なるほどと素人でも分かるような質問があって、外壁材を杉板材で施工すると完成後に乾燥・縮小・変形・割れなどが生じる可能性が多いにある。その対応については1年間保証でいいのかどうかというふうな質問があるんですね。その1年以降については定期的に保護塗装とか外壁修繕などのメンテナンスをしていく。そのメンテナンス費用は別途で行っていいのかというふうな質問もありました。それについて、メンテナンスは別個でいいというふうなニュアンスのお答えをしているんですが、そういった場合メンテナンス費用は全くその建設費用に入らないことになって、そういったまた金額も増える原因になっていくんじゃないかというふうな心配もあちこち見ると出てくるんですね。そういった意味で請負金額の変更というのは大いに予想されることではないんだろうかというふうに思います。そういったことについてもちっとお考えを町長さんにもお伺いしたいと思います。

それから増額への対策はどうするのか、今のところ予想できないことには答えられないというふうなお話が以前からもありましたが、一応想定しておく必要はあるのではないかと。私は

規模の縮小とか、面積の縮小とか、設備などの変更とか、工期の変更とか、そういった対応というのは全く可能性のないことなのかどうかということによって、もう1回伺いたいと思います。

○議長（味上庄一郎君） 伊藤由子議員に申し上げます。憶測や予測の範囲の部分については、答弁できない場合もありますのでご了承ください。行政経営推進課長。

○行政経営推進課長兼新庁舎整備室長（庄司一彦君） 行政経営推進課長兼新庁舎整備室長でございます。

ただいまの質問で、応札者からの質問で、こういったちょっと専門的な部材等々の質問がございました。これらの類の質問につきましては、当然設計の段階では標準的な材料ですとか、そういったもので積算しております。ちょっと前にも触れましたが、請負者のほうからも、こういった施工にあたっては逆にこういった部材がいいんじゃないか、こういったもののほうがもしかしたら耐久性がいいんじゃないかというふうな提案、バリューエンジニア、同程度の価格でより良い品質のものというふうな意味になるんですけれども、そういった提案もございます。そういったものは、いろいろ杉板材に限らず様々な工種において、それらを検討していくということになります。さらに設計者の意図伝達なり、あと今回、建築住宅センターのいろいろ監督の支援補助もいただきますので、そういったものも総合的に勘案しながら行っていくということになりますが、変更は当然必ず出てくるんです。図面どおりに行くということは、全てがしっかりした、もうセンチ、ミリ単位の寸法にまでしっかり収まらない部分もありますので、そういったものは出てくるというふうになります。

あとやはり事業費に関しましては、先ほど申し上げましたとおりですので、この工期が2年間というふうな中で、本当にいろいろ世界情勢も緊迫した状況がございますけれども、本当に国内の市場においては、それほど上がらなければいいなというふうに願っているところでございますし、燃料費等々についても、政府の補助等々が、これぐらいの水準で続けばいいなというところもあります。そういったところで、本当にルール上はもう契約書に従ってやっていくというところになりますが、2年間で本当に早く終わればいいなというふうに思っているところでございます。以上です。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君） たくさん伊藤議員からご質問いただきましてありがとうございます。様々な懸念材料は当然、伊藤議員にご質問いただいたことというのは、こちらの執行部側では共有させていただいております。もちろん議会場でございますので、確たる数値のこと、ま

た未来予測のこと、ここでは答えることは当然にできないわけですが、執行部側としては、様々なことというものは当然に想定して、これから動いていくことになります。ただ一方で、先ほど庄司課長のほうからも説明がありましたが、細かなところでの変更点というのは出てきたとしても、どのくらいまでの、先ほどのご質問でいわゆる設計の変更という言葉もいただきましたが、例えば3階のものを2階にするとか、床の延べ面積を半分にするとかということは、実施設計が終わった今の段階でそれをやってしまえばもっと高くつきますし、さらに工期が伸びることにもつながりますので、そういった大幅な変更はないといったようなことをご承知いただければと思っております。

いずれにしても、先ほど合併特例債のお話もありました。本当に、今は様々な値段のこと、これは本当に気になるところでございますが、この期間のですね、日本の歴史だけでなく世界の歴史を見ても、経済的な歴史を見ても、今が一番安いのは間違いありませんので、今後の世界平和を私たちもご祈念させていただきながら、ガソリンも、ナフサのような原材料もですね、安定してこの国が供給できることを、本当にご祈念していただきたいなというふうに思っておるところでございます。

○議長（味上庄一郎君） 3回終わりましたので。ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第42号工事請負契約の締結について（令和8年度加美町新庁舎建設工事）についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号工事請負契約の締結について（令和8年度加美町新庁舎建設工事）については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第43号 令和8年度加美町一般会計補正予算（第2号）

○議長（味上庄一郎君） 日程第7、議案第43号令和8年度加美町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第 43 号令和 8 年度加美町一般会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

今回、歳入歳出それぞれ総額を補正前と同額の 148 億 5,000 万円とする補正予算を行うものであります。

内容につきましては、台湾嘉義市への派遣職員に関わる費用及び集落活動の拠点となる集会所の修繕に関する補助金などを追加し、予備費を同額減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第 43 号令和 8 年度加美町一般会計補正予算（第 2 号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第 43 号令和 8 年度加美町一般会計補正予算（第 2 号）は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本臨時会に附議された案件の審議は全て議了いたしました。

これで令和 8 年加美町議会第 4 回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦勞様でした。

午前 10 時 37 分 閉会

上記会議の経過は、事務局長阿部宏幸が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年5月1日

加美町議会議長 味 上 庄一郎

署 名 議 員 佐 藤 圭 介

署 名 議 員 早 坂 伊佐雄